

調査計画全文

1 調査の名称

商業動態統計調査

2 調査の目的

商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計（統計法第２条第４項第３号に規定する基幹統計）を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（１）地域的範囲（☒全国 ☐その他）

（２）属性的範囲（☐個人 ☐世帯 ☒事業所 ☒企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

商業動態統計調査は、甲調査、乙調査、丙調査、丁１調査、丁２調査、丁３調査及び丁４調査とする。

各調査の属性的範囲は、以下のとおり（詳細は「別表第１」を参照）。

<卸売業>

① 甲調査

- ・ 統計法第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成２５年１０月改定。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる「中分類５０－各種商品卸売業」に属する事業所のうち従業者１００人以上のもの。
- ・ 日本標準産業分類に掲げる「中分類５１－繊維・衣服等卸売業」から「中分類５５－その他の卸売業（「細分類５５９８－代理商，仲立業」を除く。）」までに属する事業所のうち従業者２００人以上のもの。

② 乙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類５０－各種商品卸売業」から「中分類５５－その他の卸売業（「細分類５５９８－代理商，仲立業」を除く。）」までに属する事業所（前記①に規定する事業所を除く。）。

<小売業>

③ 乙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類５６－各種商品小売業」から「中分類６１－無店舗小売業」までに属する事業所（後記④に規定する事業所及び⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）。

④ 丙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類５６－各種商品小売業」から「中分類６０－その他の小売業」

までに属する事業所のうち従業者50人以上のもの（後記⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって、次の条件を満たすもの。

- ・ 日本標準産業分類に掲げる「小分類561－百貨店，総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、次に掲げる売場面積のもの（以下「百貨店」という。）。
 - i) 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上
 - ii) 前記i)以外の地域については1,500㎡以上
- ・ 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、売場面積が1,500㎡以上のもの（以下「スーパー」という。）。

⑤ 丁1調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類5891－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。以下「コンビニエンスストア」という。）を500店舗以上有する企業。

⑥ 丁2調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類5931－電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「細分類5932－電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所（以下「家電専門店」という。）であって、売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業。

⑦ 丁3調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類6031－ドラッグストア」に属する事業所（以下「ドラッグストア」という。）を50店舗以上有する企業又はドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。

⑧ 丁4調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類6091－ホームセンター」に属する事業所（以下「ホームセンター」という。）を10店舗以上有する企業又はホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約26,500事業所又は企業（母集団の大きさ：約123万事業所）

【甲調査】約1,100事業所

【乙調査】約19,000事業所

【丙調査】約6,300事業所

【丁調査】約１００企業

- (2) 報告者の選定方法 (■全数 ■無作為抽出(■全数階層あり) □有意抽出)

調査実施時期に利用可能な最新の経済センサス - 活動調査を母集団情報とする。

- 1) 甲調査及び乙調査 (詳細は別紙1「商業動態統計調査の標本設計に関する資料」を参照)

3の(2)①の調査においては、業種別に従業者規模200人以上(各種商品卸売業のみ100人以上)の事業所すべてを選定、②～③の調査においては、業種別、従業者規模別に無作為抽出により選定し、報告を求める者を経済産業大臣が個別に指定する(指定事業所調査)。

- 2) 丙調査及び丁調査

3の(2)④～⑧の調査においては、報告を求める者を経済産業大臣が個別に指定する(指定事業所(企業)調査)。

- (3) 報告義務者

3の(2)①～④の調査においては、事業所の管理責任者(一括調査企業にあつては、企業を代表する者)

3の(2)⑤～⑧の調査においては、企業を代表する者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項(詳細は「別表第2～10」の調査票を参照)

- 1) 甲調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 従業者数
- ④ 商品販売額
- ⑤ 商品手持額
- ⑥ 法人番号

- 2) 乙調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 従業者数
- ④ 商品販売額
- ⑤ 法人番号

- 3) 丙調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 売場面積
- ④ 従業者数
- ⑤ 営業日数
- ⑥ 商品販売額
- ⑦ 商品券販売額
- ⑧ 商品手持額
- ⑨ 法人番号

4) 丁1調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 企業名
- ② 所在地
- ③ 商品販売額
- ④ サービス売上高
- ⑤ 店舗数
- ⑥ 法人番号

5) 丁2調査、丁3調査及び丁4調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 企業名
- ② 所在地
- ③ 商品販売額
- ④ 店舗数
- ⑤ 法人番号

〔集計しない事項の有無〕 無 ☐ 有 ☒

- ・ 甲調査及び乙調査の従業者数は、業種別、従業者規模別の階層の確認にのみ用いるものであり、集計は行わない。
- ・ 甲調査の商品販売額及び商品手持額のうち、調査開始月に調査する12月分は、リンク係数作成にのみ用いるものであり、集計は行わない。
- ・ 乙調査の商品販売額のうち、調査開始月に調査する12月分は、業種別販売額の比推定にのみ用いるものであり、集計は行わない。
- ・ 法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在

ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査及び丙調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

経済産業省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法

☒ 郵送調査 ☒ オンライン調査（☒ 政府統計共同利用システム ☐ 独自のシステム ☐ 電子メール）
☐ 調査員調査 ☒ その他（POS収集事業者）

〔調査方法の概要〕

- ・経済産業省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して調査票の記入を依頼する。
- ・報告者は、以下の方法により回答することができる。

1) 調査票による提出

報告者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、1部を別表第11（調査票使用区分）に従って経済産業大臣に提出する。

2) オンラインによる提出

報告者は、政府統計共同利用システムを使用して、所定の事項を入力し、経済産業大臣に提出する。

3) 電磁的記録による提出

報告者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、別表第11（調査票使用区分）に従って経済産業大臣に提出する。

4) 報告を求める事項を把握できる情報の提供

丁2調査の報告者は、上記1) から3) に代えて、報告を求める事項を把握できるPOSデータ等を経済産業省が契約する民間事業者に提供し、当該民間事業者が当該データを報告を求める事項に組み替えた結果を経済産業大臣に提出する。

- ・なお、民間事業者は、調査票の配布・取集のほか、POSデータ等の調査票への組替集計（丁2調査のみ）、督促及び疑義照会も行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

☐ 1回限り ☒ 毎月 ☐ 四半期 ☐ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年 ☐ 不定期 ☐ その他（ ）

(1 年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の15日

8 集計事項

- ・商業販売に関する事項
- ・大規模卸売店販売に関する事項
- ・百貨店・スーパー販売に関する事項
- ・コンビニエンスストア販売に関する事項
- ・家電大型専門店販売に関する事項
- ・ドラッグストア販売に関する事項
- ・ホームセンター販売に関する事項

(集計事項一覧については、別紙2「集計事項」参照)

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (☒ e-Stat ☐ インターネット (e-Stat以外) ☐ 印刷物 ☐ 閲覧)

(2) 公表の期日

原則として、速報は、調査対象月の翌月下旬。

原則として、月報は、調査対象月の翌々月中旬。

10 使用する統計基準等

☒ 使用する → ☒ 日本標準産業分類 ☐ 日本標準職業分類 ☒ その他 (指数の基準時に関する統計基準、季節調整法の適用に当たっての統計基準)

☐ 使用しない

- ・調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類を使用する。なお、業種別の一部集計結果の表章については、中分類、小分類及び細分類の分類項目を集約して利用する。
- ・集計の一環として作成する各種指数については、「指数の基準時に関する統計基準」に準拠して、基準時を5年ごとに更新するほか、集計表に指数の基準時を表章する措置を講じている。また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、X-12-ARIMAにより季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報を経済産業省ホームページで公表する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票及び報告者提出の電磁的記録は1年、調査票の内容を記録した電磁的記録は永年。

保存責任者：経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

5の（1）の報告を求める事項に掲げる事項。

別表第1(属性的範囲)

(1)卸売業

日本標準産業分類		従業者		
中分類※注1	小分類	200人以上	199～100人	99人以下
50 各種商品卸売業	501 各種商品卸売業	甲調査 (指定事業所)	乙調査 (指定事業所)	
	511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)			
51 繊維・衣服等卸売業	512 衣服卸売業			
	513 身の回り品卸売業			
52 飲食料品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業			
	522 食料・飲料卸売業			
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	531 建築材料卸売業			
	532 化学製品卸売業			
	533 石油・鉱物卸売業			
	534 鉄鋼製品卸売業			
	535 非鉄金属卸売業			
	536 再生資源卸売業			
54 機械器具卸売業	541 産業機械器具卸売業			
	542 自動車卸売業			
	543 電気機械器具卸売業			
	549 その他の機械器具卸売業			
55 その他の卸売業	551 家具・建具・じゅう器等卸売業			
	552 医薬品・化粧品等卸売業			
	553 紙・紙製品卸売業			
	559 他に分類されない卸売業 (5598 代理商、仲立業を除く)			

(2) 小売業

日本標準産業分類			従業者		
中分類 ※注1	小分類		50人以上	49人以下	
	細分類		売場面積、セルフ方式採用の有無等		
	その他の条件				
56 各種商品小売業	561 百貨店、総合スーパー		丙調査 (指定事業所) ※注2、※注3	乙調査 (指定事業所)	
	569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)				
57 織物・衣服・身の回り品小売業			丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)	
58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業				
	582 野菜・果実小売業				
	583 食肉小売業				
	584 鮮魚小売業				
	585 酒小売業				
	586 菓子・パン小売業				
	589 その他の飲食料品小売業				
	5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)				
	コンビニエンスストアを500店舗以上有する企業	丁1調査 (指定企業)			
59 機械器具小売業	591 自動車小売業		丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)	
	5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)				
	592 自転車小売業				
	593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)				
	5931 電気機械器具小売業(中古品を除く)				
	5932 電気事務機械器具小売業(中古品を除く)				
	売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業	丁2調査 (指定企業)			
60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業		丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)	
	602 じゅう器小売業				
	603 医薬品・化粧品小売業				
	6031 ドラッグストア				
		ドラッグストアを50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業	丁3調査 (指定企業)		
	604 農耕用品小売業		丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)	
	605 燃料小売業				
	606 書籍・文房具小売業				
	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業				
	608 写真機・時計・眼鏡小売業				
609 他に分類されない小売業					
6091 ホームセンター					
	ホームセンターを10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業	丁4調査 (指定企業)			
61 無店舗小売業			乙調査 (指定事業所)		

注1: 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。

注2: 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、次に掲げる売場面積のもの(「百貨店」という。)。

① 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上

② ①以外の地域については1,500㎡以上

注3: 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、売場面積が1,500㎡以上のもの(「スーパー」という。)。



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(大規模卸売店用)

年 1 月 分

提出先	経 済 産 業 大 臣
提出日	翌 月 15 日
部 数	1 部

甲

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。
○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
○この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないでください。

○この調査票は、1月分調査としての報告のみに使用します。
○記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。
★前月分（12月分）から継続して調査対象の事業所は、12月分商品卸売販売額（1・1欄、1・2欄）、12月末商品手持額（1・1欄）に記入の必要はありません。

名 称	企 業 名	所 在 地	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)																		
	事 業 所 名		事 業 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)																		
1-1. 商品販売額及び商品手持額 「¥」記号は付けしないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)																						
商 品 名	番 号	1月分商品卸売販売額						12月分商品卸売販売額★						12月末商品手持額★								
		A						C						D								
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
織 維 品	0101																					
衣服・身の回り品	0102																					
農畜産物・水産物	0103																					
食 料 ・ 飲 料	0104																					
医薬品・化粧品	0105																					
化 学 製 品	0106																					
石 油 ・ 石 炭	0107																					
鉱 物	0108																					
鉄 鋼	0109																					
非 鉄 金 属	0110																					
一 般 機 械 器 具	0111																					
自 動 車	0112																					
その他の輸送用機械器具	0113																					
家庭用電気機械器具	0114																					
その他の機械器具	0115																					
建 築 材 料	0116																					
紙 ・ 紙 製 品	0117																					
そ の 他 の 商 品	0118																					
合 計	19																					
1-2. 販売先別 販売額		上記1-1の商品販売額の合計（番号0119）の内訳を次の該当する欄に記入してください。														備 考						
販 売 先	番 号	1月分商品卸売販売額						12月分商品卸売販売額★														
		A						B														
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円							
商 品 輸 出 額	121																					
輸入品の国内卸売販売額	122																					
国内仕入品の国内卸売販売額	0123																					
2. 月末従業者数		番 号	A																			
		0201	人																			
この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名																		年 月 日				
報告者の氏名																						
(電話 - -)																						
統計調査番号				調査票番号				年 月 分				事業所・企業番号										
A 0 3				0 0 0 1				2 0 0 1														
法人番号																						

(別表第3)



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(大規模卸売店用)
年 月 分

甲

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。
○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
○この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めなくてください。

○記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

名	企業名	所在地	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)											
称	事業所名	所在地	事業所在地	(〒 -) (電話 - -)											
1-1. 商品販売額及び商品手持額 「¥」記号は付けしないでください。(単位:百万円。消費税額を含む)															
商 品 名	番 号	月 間 商 品 卸 売 販 売 額						期 末 商 品 手 持 額							
		A						B							
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
織 維 品	0101														
衣 服 ・ 身 の 回 り 品	0102														
農 畜 産 物 ・ 水 産 物	0103														
食 料 ・ 飲 料	0104														
医 薬 品 ・ 化 粧 品	0105														
化 学 製 品	0106														
石 油 ・ 石 炭	0107														
鉱 物	0108														
鉄 鋼	0109														
非 鉄 金 属	0110														
一 般 機 械 器 具	0111														
自 動 車	0112														
その他の輸送用機械器具	13														
家庭用電気機械器具	4														
その他の機械器具	011														
建 築 材 料	0116														
紙 ・ 紙 製 品	0117														
そ の 他 の 商 品															
合 計	0119														
1-2. 販売先別商品販売額		上記1-1の商品販売額の合計（番号0119）の内訳を次の該当する欄に記入してください。										備 考			
販 売 先	番 号	月 間 商 品 卸 売 販 売 額													
		A													
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円							
商 品 輸 出 額	0121														
輸入品の国内卸売 売額	0122														
国内仕入品の卸売販売額	0123														
2. 月末従業者数		番 号	A												
		0201									人				
この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名										年 月 日					
(電話 - -)										報告者の氏名					
統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所・企業番号											
		年	月												
A	0 3	0 0 0 1	2 0												
法人番号															

経済産業省(サービス動態統計室)

(別表第4)



政府統計



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(一般事業所用)

乙

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

この調査票は、貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。

年 1 月分

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての事業所は報告の義務があります。
○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
○この調査は、事業所ごとの調査です。支店などをもっているときは、その支店などの分は含めなくてください。

○記入に当たっては、裏面の記入のほかに、記入要領を参照してください。

名	企業名		所在地	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
称	事業所名		事業所所在地		(〒 -) (電話 - -)

	番号	月間商品販売						
		A						
		千億	百億	十億	億	千万	百万	万 万円
1-1. 1月の商品販売額	0101							
1月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けないでください。(単位:万円。消費税額含む。)								
1-2. 12月の商品販売額	0121							
この欄は12月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けないでください。(単位:万円。消費税額含む。)								
2. 月末従業者数	0201							人

(備考)

この調査票の内容を照会されたとき、答えることができる人の所属名及び氏名 (電話 - -)
報告者の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所・企業番号
		年	月	
A 0 3	0 0 0 2	2 0	0 1	

法人番号	
------	--

経済産業省(サービス動態統計室)

(別表第5)



政府統計

秘

基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(一般事業所用)

乙

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

年 月 分

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。
○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
○この調査は、事業所ごとの調査です。支店などをもっているときは、その支店などの分は含めなくてください。

○この調査票は、調査開始の翌月以降に使用します。
○記入に当たっては、裏面 記入注意のほか、記入要領を参照してください。

名	企業名	所在地	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
称	事業所名	所在地	事業所所在地	(〒 -) (電話 - -)

	番号	月間商品販売額							
		A							
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
1. 当月の商品販売額	0101								
調査月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けなくてください。(単位:万円。消費税額含む。)									
2. 月末従業者数	0201								人

(備考)

この調査票の内容を照会されたと答えることのできる人の所属名及び氏名 (電話 - -)

報告者の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所・企業番号
		年	月	
A 0 3	0 0 0 2	2 0		

法人番号

経済産業省(サービス動態統計室)



政府統計



基幹統計

商業動態調査票

(百貨店・スーパー用)

年 月 分

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

(別表第6)

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。

○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

○この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないでください。

名	企業名		所在地	本社又は本店所在地	(〒) (電話 - -)				
称	事業所名		地	事業所所在地	(〒) (電話 - -)				
1-1. 商品販売額			「¥」記号は付けないでください。 (単位:万円。消費税額を含む。)						
商品名	番号	月間小売販売額							
		A							
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
紳士服・洋品	0101								
婦人・子供服・洋品	0102								
その他の衣料品	0103								
身の回り品	0104								
飲食料品	0105								
家具	0106								
家庭用電気機械器具	0107								
家庭用品	0108								
その他の商品	0109								
食堂・喫茶	0110								
合計	0111								
1-2. 商品券販売額		番号	月間販売額						
			百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
商品券		021							
この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名									
(電話 - -)									
統計調査番号			調査票番		年 月 分		事業所・企業番号		
A 0 3			0 0 0 3		2 0				

法人番号

経済産業省(サービス動態統計室)

○記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

(別表第7)



政府統計



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(コンビニエンスストア用)

(年 月分)

T1

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
提出部数	1部

企業名		所在地	(〒 —) (電話 — —)
-----	--	-----	------------------

1. 月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けしないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

商品分類		番号	当月販売額					
			A					
			千億	百億	十億	億	千万	万
全 国	ファーストフード及び日配食品	0101						
	加工食品	0102						
	非食	0103						
	計	0104						
	サービス売上高	0105						
	計	0106						

2. 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けしないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

都道府県		番号	当月販売額						都道府県		番号	当月販売額					
			A									A					
			千億	百億	十億	億	千万	百万				千億	百億	十億	億	千万	百万
都道府県別・商品販売額・サービス売上高	北海道	0201							都道府県別・商品販売額・サービス売上高	滋賀県	0225						
	青森県	0202								京都府	26						
	岩手県	0203								大阪府	0227						
	宮城県	0204								兵庫県	0228						
	秋田県	0205								奈良県	0229						
	山形県	0206								歌山県	0230						
	福島県	0207								鳥取県	0231						
	茨城県	0208								島根県	0232						
	栃木県	0209								岡山県	0233						
	群馬県	0210								広島県	0234						
	埼玉県	0211								山口県	0235						
	千葉県	0212								徳島県	0236						
	東京都	213								香川県	0237						
	神奈川県	214								愛媛県	0238						
	新潟県	0215								高知県	0239						
	富山県	0216								福岡県	0240						
	石川県	0217								佐賀県	0241						
	福井県	0218								長崎県	0242						
	山梨県	0219								熊本県	0243						
	長野県	0220								大分県	0244						
	岐阜県	0221								宮崎県	0245						
	静岡県	0222								鹿児島県	0246						
	愛知県	0223								沖縄県	0247						
	三重県	0224															

○この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。
○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
○記入にあたっては記入要領を参照してください。

経済産業省(サービス動態統計室)

(裏面も記入してください。)

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県				番号	当月末店舗数					都道府県				番号	当月末店舗数				
					A										A				
					万	千	百	十	一						万	千	百	十	一
都道府県別・月末店舗数	北海道											滋賀県	0325						
	青森県											京都府	0326						
	岩手県											大阪府	0327						
	宮城県											兵庫県	0328						
	秋田県											奈良県	0329						
	山形県											和歌山県	0330						
	福島県											鳥取県	0331						
	茨城県											島根県	0332						
	栃木県											岡山県	0333						
	群馬県											広島県	0334						
	埼玉県											山口県	0335						
	千葉県											徳島県	0336						
	東京都											香川県	0337						
	神奈川県											愛媛県	0338						
	新潟県											高知県	0339						
	富山県											福岡県	0340						
	石川県											佐賀県	41						
	福井県											長崎県	03						
	山梨県											熊本県	0343						
	長野県											大分県	0344						
	岐阜県											崎県	0345						
	静岡県											鹿児島県	0346						
	愛知県											沖縄県	0347						
	三重県											全 国	0300						

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
○記入にあつては記入要領を参照してください。

(備考)

この調査票の内容を照 されたとき答えることのできる人 所属名及び氏名

(電話 — —)

報告者（企業の代表者）の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所・企業番号									
A 0 3	0 0 0 4	年 月										
2	0											
法人番号												

(別表第8)



政府統計



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(家電大型専門店用)

(年 月分)

T2

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月 15 日
部数	1 部

企業名		所在地	(〒 —) (電話 — —)
-----	--	-----	------------------

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位: 百万円。消費税額を含む。)

商 品 分 類		番 号	当 月 販 売 額						商 品 分 類		番 号	月 販 売 額					
			A									A					
			千億	百億	十億	億	千万	百万				千億	百億	十億	億	万	百万
全国・商品販売額	ビジュアル家電	0111							全国・商品販売額	調 理 家 電	0152						
	オーディオ家電	0112								理美容家電	0153						
	情報家電本体	0121								季 節 家 電	0160						
	情報家電周辺機器	0122								住宅設備電	0161						
	通 信 家 電	0130								そ の	0162						
	カ メ ラ 類	0140								計	0170						
家事家電	0151																

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位: 百万円。消費税額を含む。)

都道府県		番号	当月販売額						都道府県		番号	当月販売額					
			A									A					
			千億	百億	十億	億	千万	百万				千億	百億	十億	億	千万	百万
都道府県別・商品販売額	北海道	0201							滋賀県	0225							
	青森県	0202							京都府	0226							
	岩手県	0203							大阪府	0227							
	宮城県	0204							兵庫県	0228							
	秋田県	0205							奈良県	0229							
	山形県	0206							和歌山県	0230							
	福島県	0207							鳥取県	0231							
	茨城県	0208							島根県	0232							
	栃木県	0209							岡山県	0233							
	群馬県								広島県	0234							
	埼玉県	0211							山口県	0235							
	千葉県	0212							徳島県	0236							
	東京都	0213							香川県	0237							
	神奈川県	0214							愛媛県	0238							
	新潟県	0215							高知県	0239							
	富山県	0216							福岡県	0240							
	石川県	0217							佐賀県	0241							
	福井県	0218							長崎県	0242							
	山梨県	0219							熊本県	0243							
	長野県	0220							大分県	0244							
	岐阜県	0221							宮崎県	0245							
	静岡県	0222							鹿児島県	0246							
	愛知県	0223							沖縄県	0247							
	三重県	0224															

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。

○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するため、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

○記入にあたっては記入要領を参照してください。

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県			番号	当月末店舗数					都道府県			番号	当月末店舗数				
				A									A				
				万	千	百	十	一					万	千	百	十	一
都道府県別・月末店舗数	北海道	0301							都道府県別・月末店舗数	滋賀県	0325						
	青森県	0302								京都府	0326						
	岩手県	0303								大阪府	0327						
	宮城県	0304								兵庫県	0328						
	秋田県	0305								奈良県	0329						
	山形県	0306								和歌山県	0330						
	福島県	0307								鳥取県	0331						
	茨城県	0308								島根県	0332						
	栃木県	0309								岡山県	0333						
	群馬県	0310								広島県	0334						
	埼玉県	0311								山口県	0335						
	千葉県	0312								徳島県	0336						
	東京都	0313								香川県	0337						
	神奈川県	0314								愛媛県	0338						
	新潟県	0315								高知県	0339						
	富山県	0316								福岡県	0340						
	石川県	0317								佐賀県	0341						
	福井県	0318								長崎県	0342						
	山梨県	0319								熊本県	0343						
	長野県	0320								大分県	0344						
	岐阜県	0321								宮崎県	0345						
	静岡県	0322								鹿児島県	0346						
	愛知県	0323								沖縄県	0347						
	三重県	0324								全国	0300						

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
○記入にあつては記入要領を参照してください。

(備考)

この調査票の 容を照 れたとき答え ことのできる人の所属名及び氏名

(電話 — —)

報告者（企業の代表者）の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分				事業所・企業番号
		年	月			
A03	0005	2	0			
		法人番号				

経済産業省（サービス動態統計室）

(別表第9)



政府統計



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(ドラッグストア用)

(年 月分)

T3

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
提出部数	1部

企業名	所在地	(〒 — —) (電話 — —)
-----	-----	--------------------

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けしないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	当月販売額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	百
調剤医薬品	0101						
OTC医薬品	0102						
ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー	0103						
健康食品	0104						
ビューティケア(化粧品・小物)	0105						
トイレタリ-	010						
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	07						
食品	01						
その他	0109						
計	0110						

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けしないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

都道府県	番号	当月販売額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	百
北海道	0201						
青森県	0202						
岩手県	0203						
宮城県	0204						
秋田県	0205						
山形県	6						
福島県	0207						
茨城県	0208						
栃木県	9						
群馬県	0210						
埼玉県	0211						
千葉県	2						
東京都	0213						
神奈川県	0214						
新潟県	0215						
富山県	0216						
石川県	0217						
福井県	0218						
山梨県	0219						
長野県	0220						
岐阜県	0221						
静岡県	0222						
愛知県	0223						
三重県	0224						
滋賀県	0225						
京都府	0226						
大阪府	0227						
兵庫県	0228						
奈良県	0229						
和歌山県	0230						
鳥取県	0231						
島根県	0232						
岡山県	0233						
広島県	0234						
山口県	0235						
徳島県	0236						
香川県	0237						
愛媛県	0238						
高知県	0239						
福岡県	0240						
佐賀県	0241						
長崎県	0242						
熊本県	0243						
大分県	0244						
宮崎県	0245						
鹿児島県	0246						
沖縄県	0247						

○この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。

○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

○記入にあたっては記入要領を参照してください。

経済産業省(サービス動態統計室)

(裏面も記入してください。)

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県		番号	当 月 末 店 舗 数					都道府県		番号	当 月 末 店 舗 数				
			A								A				
			万	千	百	十	一				万	千	百	十	一
都道府県別・月末店舗数	北海道	0301							滋賀県	0325					
	青森県	0302							京都府	0326					
	岩手県	0303							大阪府	0327					
	宮城県	0304							兵庫県	0328					
	秋田県	0305							奈良県	0329					
	山形県	0306							和歌山県	0330					
	福島県	0307							鳥取県	0331					
	茨城県	0308							島根県	0332					
	栃木県	0309							岡山県	0333					
	群馬県	0310							広島県	0334					
	埼玉県	0311							山口県	0335					
	千葉県	0312							徳島県	0336					
	東京都	0313							香川県	0337					
	神奈川県	0314							愛媛県	0338					
	新潟県	0315							高知県	0339					
	富山県	0316							福岡県	0340					
	石川県	0317							佐賀県	0341					
	福井県	0318							長崎県	0342					
	山梨県	0319							熊本県	0343					
長野県	0320							大分県	0344						
岐阜県	0321							宮崎県	0345						
静岡県	0322							鹿児島県	0346						
愛知県	0323							沖縄県	0347						
三重県	0324							全 国	0300						

(備考)

この調査票 内容を照会	たとき答	ることのできる人の所属名及び氏名
(電話 — —)		
報告者 (企業の代表者) の氏名	(	年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所・企業番号									
		年	月										
A03	0006	2	0										
法人番号													

経済産業省 (サービス動態統計室)

○この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。

○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

○記入にあたっては記入要領を参照してください。

(別表第10)



政府統計

基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(ホームセンター用)

(年 月分)

丁4

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

企業名	所在地 (〒 — —) (電話 — — —)
-----	--------------------------

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位: 百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	当月販売額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	万
D I Y 用具・素材	0101						
電気	0102						
インテリア	0103						
家庭用品・日用品	0104						
園芸・エクステリア	0105						
ペット・ペット用品	0106						
カー用品・アウトドア	0107						
オフィス・カルチャー	0108						
その他	0109						
計	0110						

○この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。

○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

○記入にあたっては記入要領を参照してください。

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位: 万円。消費税額を含む。)

都道府県		番号	当月販売額						都道府県		番号	当月販売額					
			A									A					
			千億	百億	十億	億	千万	万				千億	百億	十億	億	千万	百万
都道府県別・商品販売額	北海道	0201							滋賀県	0225							
	青森県	0202							京都府	0226							
	岩手県	0203							大阪府	0227							
	宮城県	0204							兵庫県	0228							
	秋田県	0205							奈良県	0229							
	山形県	06							和歌山県	0230							
	福島県	0207							鳥取県	0231							
	茨城県	0208							島根県	0232							
	栃木県	09							岡山県	0233							
	群馬県	0210							広島県	0234							
	埼玉県	0211							山口県	0235							
	千葉県	2							徳島県	0236							
	東京都	0213							香川県	0237							
	神奈川県	0214							愛媛県	0238							
	新潟県	0215							高知県	0239							
	富山県	0216							福岡県	0240							
	石川県	0217							佐賀県	0241							
	福井県	0218							長崎県	0242							
	山梨県	0219							熊本県	0243							
	長野県	0220							大分県	0244							
	岐阜県	0221							宮崎県	0245							
	静岡県	0222							鹿児島県	0246							
	愛知県	0223							沖縄県	0247							
	三重県	0224															

経済産業省 (サービス動態統計室)

(裏面も記入してください。)

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県				番号	当月末店舗数					都道府県				番号	当月末店舗数				
					A										A				
					万	千	百	十	一						万	千	百	十	一
都道府県別・月末店舗数	北海道	0301								滋賀県	0325								
	青森県	0302								京都府	0326								
	岩手県	0303								大阪府	0327								
	宮城県	0304								兵庫県	0328								
	秋田県	0305								奈良県	0329								
	山形県	0306								和歌山県	0330								
	福島県	0307								鳥取県	0331								
	茨城県	0308								島根県	0332								
	栃木県	0309								岡山県	0333								
	群馬県	0310								広島県	0334								
	埼玉県	0311								山口県	0335								
	千葉県	0312								徳島県	0336								
	東京都	0313								香川県	0337								
	神奈川県	0314								愛媛県	0338								
	新潟県	0315								高知県	0339								
	富山県	0316								福岡県	0340								
	石川県	0317								佐賀県	0341								
	福井県	0318								長崎県	0342								
	山梨県	0319								熊本県	0343								
	長野県	0320								大分県	0344								
	岐阜県	0321								宮崎県	0345								
	静岡県	0322								鹿児島県	0346								
	愛知県	0323								沖縄県	0347								
	三重県	0324								全 国	0300								

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
○記入にあたっては記入要領を参照してください。

(備考)

この調査票の 容を照 れたとき答え ことのできる人の所属名及び氏名

(電話 — —)

報告者（企業の代表者）の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分				事 業 所 ・ 企 業 番 号									
		年		月											
A03	0007	2	0												
法人番号															

別表第 1 1 （調査票使用区分）

調査票名	調査票の区分	備 考
商業動態調査票甲 （大規模卸売店用） （別表第 2）	調査票の名称の下に（△△△△年 1 月分）の記載があり、使用する年月を特定したもの。	経済センサス - 活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月に使用する調査票（調査の開始月の前月分を調査する欄がある。）。
商業動態調査票甲 （大規模卸売店用） （別表第 3）	調査票の名称の下に（△△△△年△月分）の記載があり、使用する年月を特定しないもの。	経済センサス - 活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月以外に使用する調査票。
商業動態調査票乙 （一般事業所用） （別表第 4）	調査票の名称の下に（△△△△年 1 月分）の記載があり、使用する年月を特定したもの。	経済センサス - 活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月に使用する調査票（調査の開始月の前月分を調査する欄がある。）。
商業動態調査票乙 （一般事業所用） （別表第 5）	調査票の名称の下に（△△△△年△月分）の記載があり、使用する年月を特定しないもの。	経済センサス - 活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月以外に使用する調査票。
商業動態調査票丙 （百貨店・スーパー用） （別表第 6）		
商業動態調査票丁 1 （コンビニエンスストア用） （別表第 7）		
商業動態調査票丁 2 （家電大型専門店用） （別表第 8）		

調査票名	調査票の区分	備 考
商業動態調査票丁3 (ドラッグストア用) (別表第9)		
商業動態調査票丁4 (ホームセンター用) (別表第10)		

商業動態統計調査の標本設計に関する資料

1. 標本抽出の具体的な方法

(1) 抽出方法：経済センサス-活動調査を母集団情報として、業種別・従業者規模別に層化し、無作為抽出する。ただし、「中分類 50－各種商品卸売業」については従業者規模 100 人以上の層、「中分類 51－繊維・衣服等卸売業」から「中分類 55－その他の卸売業（細分類 5598－代理商，仲立業）を除く。」については従業者規模 200 人以上の層は全数を対象とする。

(2) 抽出単位：事業所

ただし、丙調査の事業所、丁 1 調査のチェーン企業の傘下事業所とフランチャイズの事業所及び丁 2～4 調査の調査対象企業の傘下事業所を除く。

(3) 層化基準：業種別 卸売業 15 区分、小売業 9 区分

従業者規模別 卸売業 7 区分、小売業 6 区分

	卸売業	小売業
業種別	各種商品卸売業、繊維品卸売業、衣服・身の回り品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、建築材料卸売業、化学製品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、医薬品・化粧品卸売業、その他の卸売業	各種商品小売業、繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車小売業、機械器具小売業、燃料小売業、医薬品・化粧品小売業、その他小売業、無店舗小売業
従業者規模別	1～4 人、5～9 人、10～19 人、20～49 人、50～99 人、100～199 人、200 人～	1～4 人、5～9 人、10～19 人、20～49 人、50～99 人、100 人～

(4) 目標精度：年間商品販売額の目標精度が卸売業の業種別に標準誤差率 8 % 以下、小売業の業種別に標準誤差率 5 % 以下となるよう標本サイズを決定する。

○業種別標本数の計算式は以下のとおり。

$$n_i = \frac{(\sum N_{ij} \sigma_{ij})^2}{c^2 (\sum N_{ij} \mu_{ij})^2 + \sum N_{ij} \sigma_{ij}^2}$$

ただし、 $\mu_{ij} = \bar{X}_{ij}$

$$w_{ij} = \frac{N_{ij}}{N} \quad , \quad c = d \text{ とすると}$$

$$= \frac{(\sum W_{ij} \sigma_{ij})^2}{d^2 (\sum W_{ij} \mu_{ij})^2 + 1/N_i \cdot \sum W_{ij} \sigma_{ij}^2}$$

層内分散

$$\sigma_{iw}^2 = \frac{1}{N_i} \sum_{j=1}^L N_{ij} \sigma_{ij}^2 = \sum W_{ij} \sigma_{ij}^2$$

層内標準偏差平均

$$\bar{\sigma}_{iw} = \frac{1}{N_i} \sum_{j=1}^L N_{ij} \sigma_{ij} = \sum W_{ij} \sigma_{ij}$$

標本数

$$= \frac{\bar{\sigma}_{iw}^2}{d^2 (\sum W_{ij} \mu_{ij})^2} \cdot \frac{1}{1 + \frac{1}{N_i} \cdot \frac{\sigma_{iw}^2}{d^2 (\sum W_{ij} \mu_{ij})^2}}$$

$$\sum W_{ij} \mu_{ij} = \sum W_{ij} \bar{X}_{ij} = \bar{X}_i \Rightarrow i \text{業種の平均販売額}$$

$$= \left[\frac{\bar{\sigma}_{iw}}{d \bar{X}_i} \right]^2 \cdot \frac{1}{1 + \frac{1}{N_i} \cdot \left[\frac{\sigma_{iw}}{d (\bar{X}_i)} \right]^2}$$

ただし、 N : 母集団数

n : 業種別・従業者規模別事業所数

i : 業種区分

j : 従業者規模区分 ($j=1,2,\dots,L$)

X : 年間販売額

$\bar{X}$: 1事業所当たり年間販売額 (平均販売額)

C : 変動係数

$$C_{ij} = \frac{\sigma_{ij}}{\bar{X}_{ij}}$$

$\mu_{ij} := \bar{X}_{ij}$: i 業種 j 規模の平均販売額

d : 標準誤差率

σ_{ij} : 標準誤差

$\bar{\sigma}_{iw}$: 層内標準偏差平均

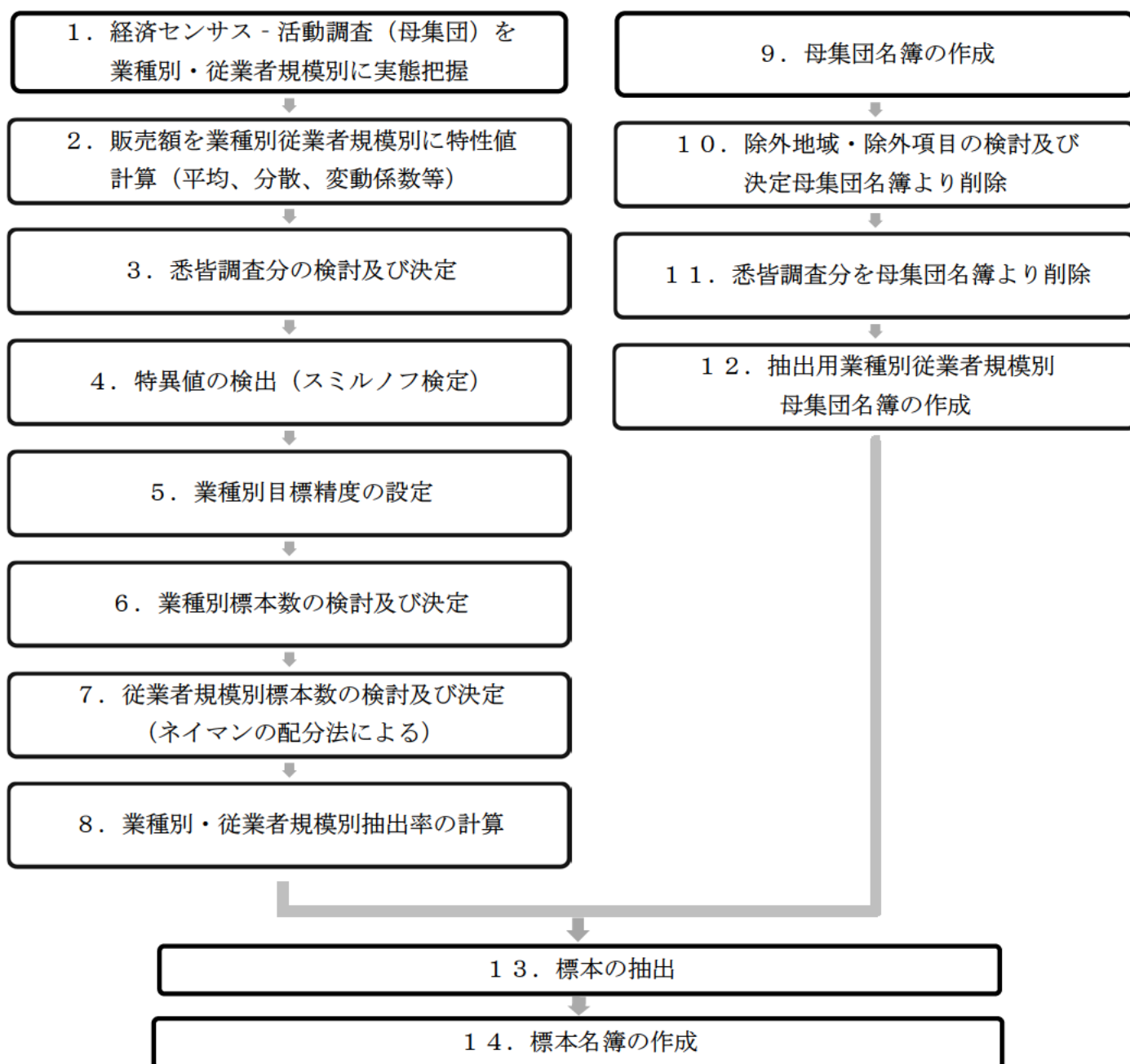
σ_{iw}^2 : 層内分散

$W_{ij} = \frac{N_{ij}}{N_i}$: i 業種における j 規模事業所数の比率

○業種別標本数は、ネイマンの最適配分法により従業者規模別に配分した。

$$n_{ij} = n_i \cdot \frac{\sigma_{ij} N_{ij}}{\sum_j \sigma_{ij} N_{ij}}$$

【作業フロー図】



2. 標本交替等を行う場合の方法

標本交替を行う前年に事業所の存否確認を実施し、廃業や事業転換等があった場合には、母集団から標本抽出されなかった事業所から繰り入れを行い、対象を確定する。

母集団情報を令和3年経済センサス - 活動調査に更新後は、存否確認実施前に最新の事業所母集団データベース（年次フレーム）の情報を活用し、存否確認情報を整備した上で、存否確認を実施、対象を確定する。

現在の標本設計における調査期間は、1か年、2か年及び全期間。毎年1月分調査時に、1か年標本の調査対象が入れ替わり、3年目では1か年と2か年標本の交替がある。

3. 母集団推計を行う場合の推計方法

母集団の推計は行っていない。

毎月の業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている。

詳細は、経済産業省ホームページ（下記 URL）を参照。

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result-4.html#menu06>

<参考：商業動態統計業種分類と日本標準産業分類との対応表>

商業動態統計業種分類	コード 日本標準産業分類 (平成25年[2013年]10月改定)※	商業動態統計業種分類	コード 日本標準産業分類 (平成25年[2013年]10月改定)※
各種商品卸売業	501 各種商品卸売業	各種商品小売業	56 各種商品小売業
繊維品卸売業	511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)		(561 百貨店・総合スーパー含む)
衣服・身の回り品卸売業	512 衣服卸売業	織物・衣服・身の回り品小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	513 身の回り品卸売業	飲食料品小売業	58 飲食料品小売業
農畜産物・水産物卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業		(5891 コンビニエンスストア含む)
食料・飲料卸売業	522 食料・飲料卸売業	自動車小売業	591 自動車小売業
建築材料卸売業	531 建築材料卸売業		(5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く)
化学製品卸売業	532 化学製品卸売業	機械器具小売業	593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)
	533 石油・鉱物卸売業	燃料小売業	605 燃料小売業
鉱物・金属材料卸売業	534 鉄鋼製品卸売業	医薬品・化粧品小売業	603 医薬品・化粧品小売業
	535 非鉄金属卸売業		(6031 ドラッグストア含む)
機械器具卸売業	54 機械器具卸売業		5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
産業機械器具卸売業	541 産業機械器具卸売業		592 自転車小売業
自動車卸売業	542 自動車卸売業	その他小売業	60 その他小売業
電気機械器具卸売業	543 電気機械器具卸売業		(6091 ホームセンター含む)
その他の機械器具卸売業	549 その他の機械器具卸売業		(603 医薬品・化粧品小売業、
家具・建具・じゅう器等卸売業	551 家具・建具・じゅう器等卸売業		605 燃料小売業を除く)
医薬品・化粧品卸売業	552 医薬品・化粧品等卸売業		61 無店舗小売業
	536 再生資源卸売業		
その他の卸売業	553 紙・紙製品卸売業	無店舗小売業	
	559 他に分類されない卸売業		
	(5598 代理商、仲立業を除く)		

※各産業における「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く。

集計事項

公表の方法	集計事項
商業動態統計速報	第1表 業種別商業販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 業種別商業販売額指数[原指数、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] 第3表 大規模卸売店商品別販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 第4表 百貨店・スーパー商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第5表 百貨店・スーパー商品別販売額指数[原指数、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] 第6表(1) 百貨店・スーパー経済産業局別、商品別販売額 第6表(2) 百貨店・スーパー経済産業局別販売額前年(度、同期、同月)比増減率 第7表 百貨店・スーパー都道府県別販売額及び前年同月比増減率 第8表 コンビニエンスストア商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第9表 コンビニエンスストア販売額指数[商品別販売額原指数、商品別季節調整済指数及び前期(月)比増減率、経済産業局別季節調整済指数及び前期(月)比増減率] 第10表 コンビニエンスストア経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第11表 コンビニエンスストア都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 第12表 家電大型専門店商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第13表 家電大型専門店経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第14表 家電大型専門店都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 第15表 ドラッグストア商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第16表 ドラッグストア経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第17表 ドラッグストア都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 第18表 ホームセンター商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第19表 ホームセンター経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第20表 ホームセンター都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 第21表 卸売業、小売業別期末商品手持額及び前年同期末比増減率
商業動態統計月報 (確報)	第1部 商業販売 第1表 業種別商業販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 業種別商業販売額指数[原指数及び前年(同期、同月)比増減率、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] 第2部 大規模卸売店販売 第1表 商品別販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率 第3部 百貨店・スーパー販売 第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 商品別販売額指数[原指数及び前年(同期、同月)比増減率、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] 第3表(1) 経済産業局別販売額 第3表(2) 経済産業局別販売額前年(度、同期、同月)比増減率 第3表(3) 経済産業局別、商品別販売額等 第4表(1) 都道府県別販売額前年(度、同期、同月)比増減率 第4表(2) 都道府県別、商品別販売額等 第5表(1) 商品別期末商品手持額及び前年同期末比増減率 第5表(2) 商品別在庫率及び前年同期末比増減率 第5表(3) 経済産業局別、商品別期末商品手持額 第5表(4) 都道府県別、商品別期末商品手持額 第4部 コンビニエンスストア販売 第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第3表(1) 商品別販売額原指数 第3表(2) 経済産業局別販売額原指数 第3表(3) 商品別販売額季節調整済指数及び前期(月)比増減率 第3表(4) 経済産業局別販売額季節調整済指数及び前期(月)比増減率 第4表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第5部 家電大型専門店販売 第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第6部 ドラッグストア販売 第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第7部 ホームセンター販売 第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

商業動態統計調査の実施の必要性

調査の目的・必要性

(1) 目的

商業動態統計調査は、全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることをその目的としている。

(2) 必要性

各種景気指標の中でも供給サイドから流通活動や個人消費を捉えられる代表的な指標として極めて重要な役割を担っており、また、景気動向を捉えることの出来る重要な公的統計として、国内外の政府機関、市場関係者などから毎月広く活用され注目されている。

このため、基幹統計調査として継続的に実施することが必要不可欠である。

(3) 政府内において想定される主な利活用

〔区分〕

■ 重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料

■ 基幹統計など重要な統計作成への利用

□ 国際機関への提供など国際比較上の利用

□ その他

〔具体的な利活用〕

- ・ 月例経済報告（内閣府）
- ・ 四半期別GDP速報（QE）（内閣府）
- ・ 景気動向指数（内閣府）
- ・ 消費動向指数（総務省）
- ・ 第3次産業活動指数（経済産業省）